

加西市空家等対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 空家等に関する施策を総合的に推進し、調査審議するため、加西市空家等対策検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等(以下「特定空家等」という。)の認定及び措置に関すること。
- (3) その他法第2条第1項に規定する空家等の対策に関すること。

(組織等)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 検討会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数の出席がなければ、開くことができない。

3 検討会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議の招集に代えて書面(電子データを含む。)による審議とすることができる。

(会議の非公開)

第8条 検討会議の会議は、公開しない。

(判定委員会)

第9条 特定空家等の判定を行うため、検討会議に判定委員会を置く。

(判定委員会の所掌事務)

第10条 判定委員会は、特定空家等の判定に関する事項について審議し、その結果を検討会議に報告する。

(判定委員会の組織等)

第11条 判定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、政策部長をもって充てる。

4 委員は、地域部長、市民部長、産業部長、建設部長及び環境部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 第2項から第4項までの規定にかかわらず、委員長が必要と判断した者は、委員に充てることができる。

(判定委員会の会議)

第12条 第7条の規定は、判定委員会の会議について準用する。この場合において、「検討会議」とあるのは「判定委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとし、第7条第5項の規定は適用しない。

(判定委員会の会議の非公開)

第13条 第8条の規定は、判定委員会の会議の非公開について準用する。この場合において、「検討会議」とあるのは「判定委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第14条 検討会議及び判定委員会の庶務は、政策部防災課において処理する。
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

附 則(令和5年10月9日訓令第28号)

この訓令は、令和5年10月10日から施行する。

附 則(令和5年12月12日訓令第39号)

この訓令は、令和5年12月13日から施行する。

附 則(令和6年12月27日訓令第67号)

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。